

投資信託振替制度について

(株)証券保管振替機構

2014.12

目次

I 制度の概要

- 1 投資信託振替制度の開始
- 2 投資信託振替制度とは
- 3 取扱対象
- 4 構成図
- 5 多層構造の口座管理形態
- 6 振替口座簿
- 7 受益証券のペーパーレス化
- 8 DVP決済の実現
- 9 STP化の実現
- 4 新規記録（設定）/非DVP
- 5 新規記録（設定）/DVP
- 6 抹消（解約）/非DVP
- 7 抹消（解約）/DVP
- 8 抹消（償還）/非DVP
- 9 振替
- 10 移行（受益証券の取扱い）
- 11 銘柄の内容の提供

II 業務処理の概要

- 1 投信振替システムの主な機能
- 2 主な業務処理
- 3 銘柄情報登録

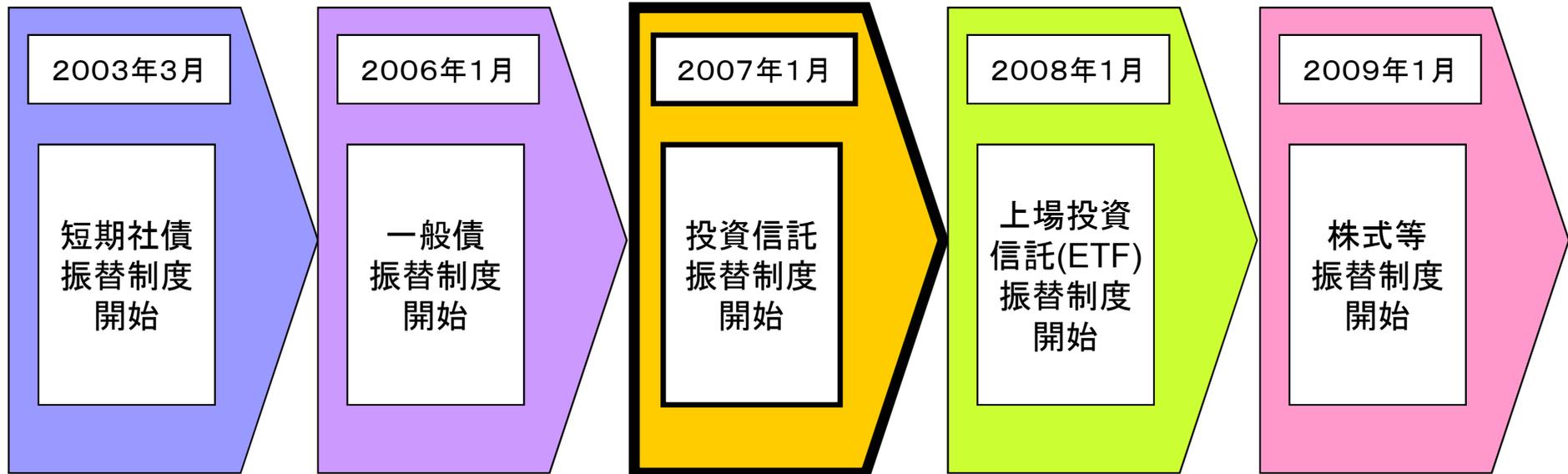
III 加入者保護信託の概要

- 1 加入者保護信託とは
- 2 加入者保護信託スキーム
- 3 加入者保護信託の関係者
- 4 関連法規

参考 ホームページにおける提供情報

I 制度の概要

1 投資信託振替制度の開始




2007年1月4日、投資信託の電子化スタート!

〈ほふり〉は、経済の効率性、利便性、安全性の一層の向上のため、有価証券の電子化(ペーパーレス化)に取り組んでいます。有価証券の電子化は、有価証券の管理を効率的に行うこととなく、紛争の発生、消滅、移転をコンピュータシステム上の電子的な記録により行う決済制度です。

〈ほふり〉では、短期社債(CP)、一般債、投資信託の電子化に続き、2009年1月を目途に上場会社の株券の電子化に向けて準備を進めています。

2009年1月には株券も電子化へ

ほふり (株)証券保管振替機構
www.jasdec.com

証券保管振替機構は、証券保管振替業務の提供を目的として設立された法人です。証券保管振替業務の提供に専ら従事することを目的として設立された法人です。

2 投資信託振替制度とは

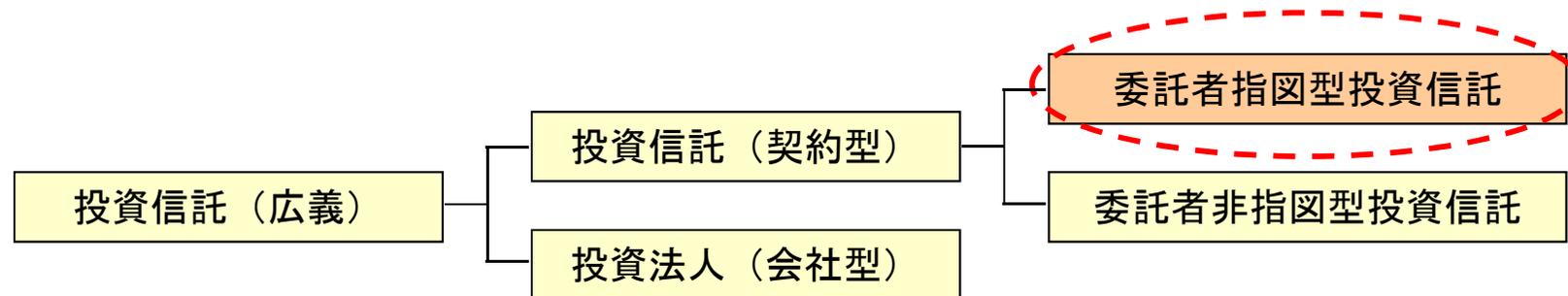
投資信託受益権の管理を、機構や証券会社、銀行等の金融機関に開設されたコンピュータシステム上の口座（振替口座簿）において電子的に行う制度です。

メリット

- ・ ペーパーレス化により、受益証券の発行・管理等に係るコストや紛失・盗難・偽造などのリスクが削減されます。
- ・ 設定日に権利が記録され、権利の所在の明確化が迅速になります（受益証券の発行には時間を要しました。）。
- ・ DVP決済の実現により、決済リスクが削減されます。
- ・ STP化により、事務の効率化が図られます。

3 取扱対象

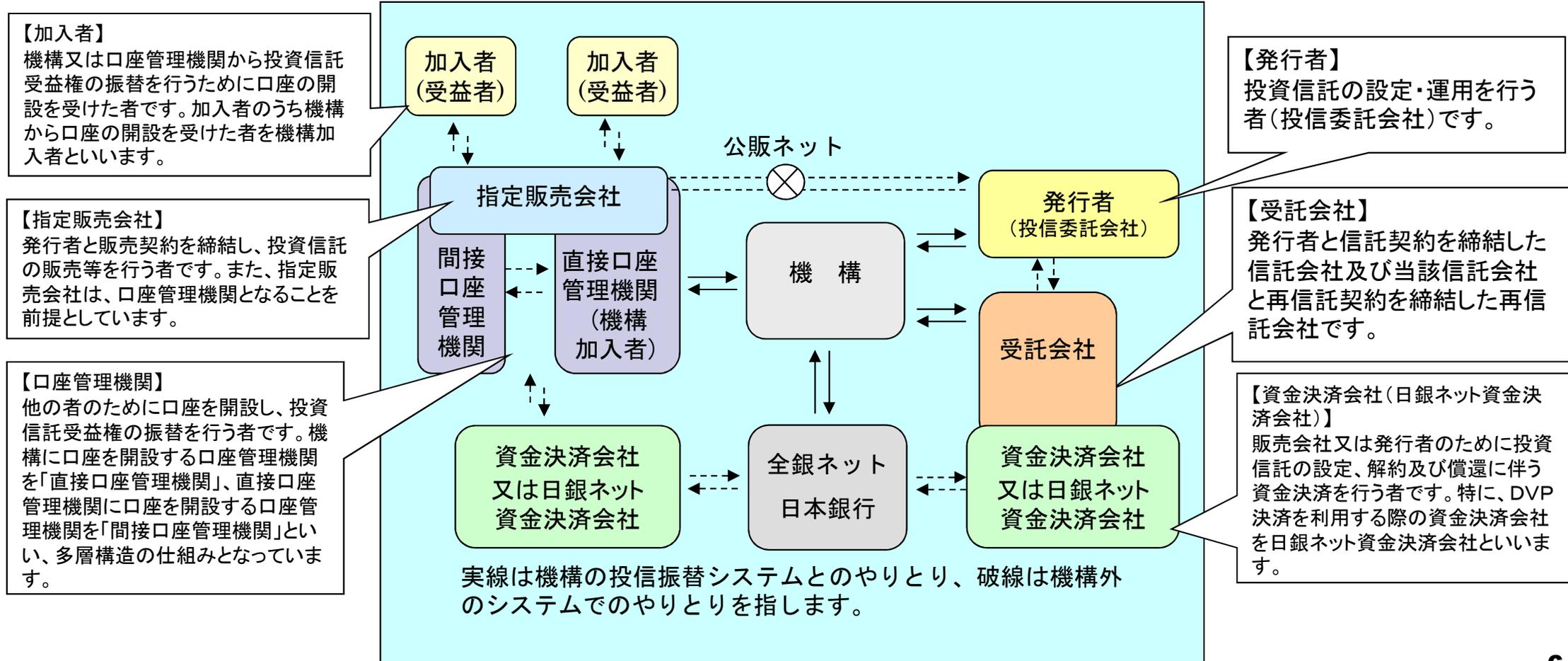
「投資信託及び投資法人に関する法律」で規定される委託者指図型投資信託が対象



- ※ 1 委託者指図型投資信託は、委託者、受託者、受益者の三者で構成される契約型投資信託で、わが国の多くの投資信託がこのタイプの投資信託です。なお、委託者非指図型投資信託は、受託者と受益者（兼委託者）の二者で構成される契約型投資信託です。
- ※ 2 委託者非指図型投資信託、外国投資信託及びマザーファンド等は、取扱いニーズがない等の理由により、当面、取り扱わないこととしています。なお、上場投資信託（ETF）及び投資法人の発行する投資証券については、株式等振替制度にて取り扱っています。
- ※ 3 取扱対象となる要件として、委託者指図型投資信託であること以外に、発行者が振替制度で取り扱うことに同意した銘柄であること、最低発行単位の口数が1口であること等があります。

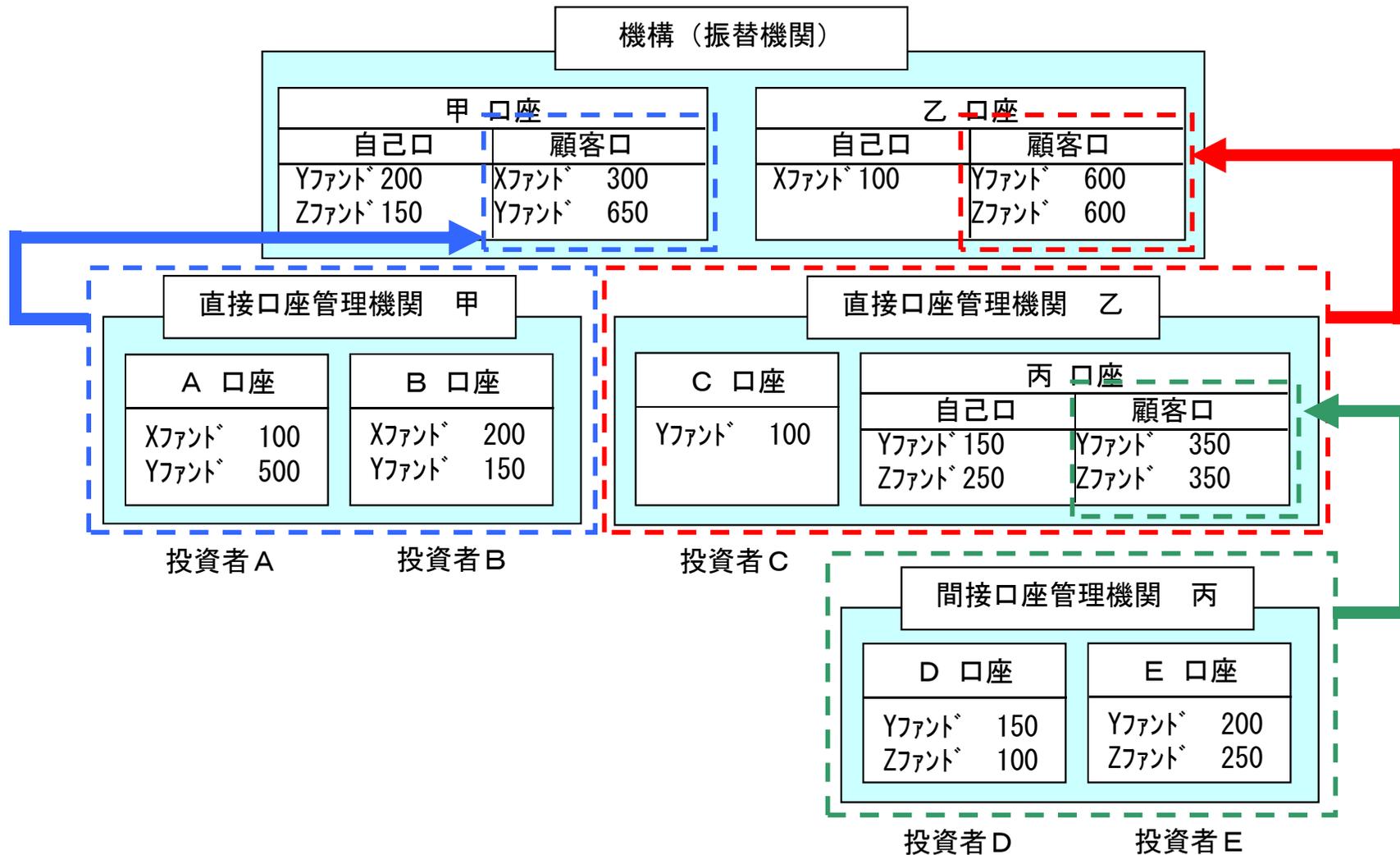
4 構成図

投資信託振替制度は、発行者（投信委託会社）、口座管理機関、加入者、指定販売会社、受託会社、資金決済会社等により構成されます。



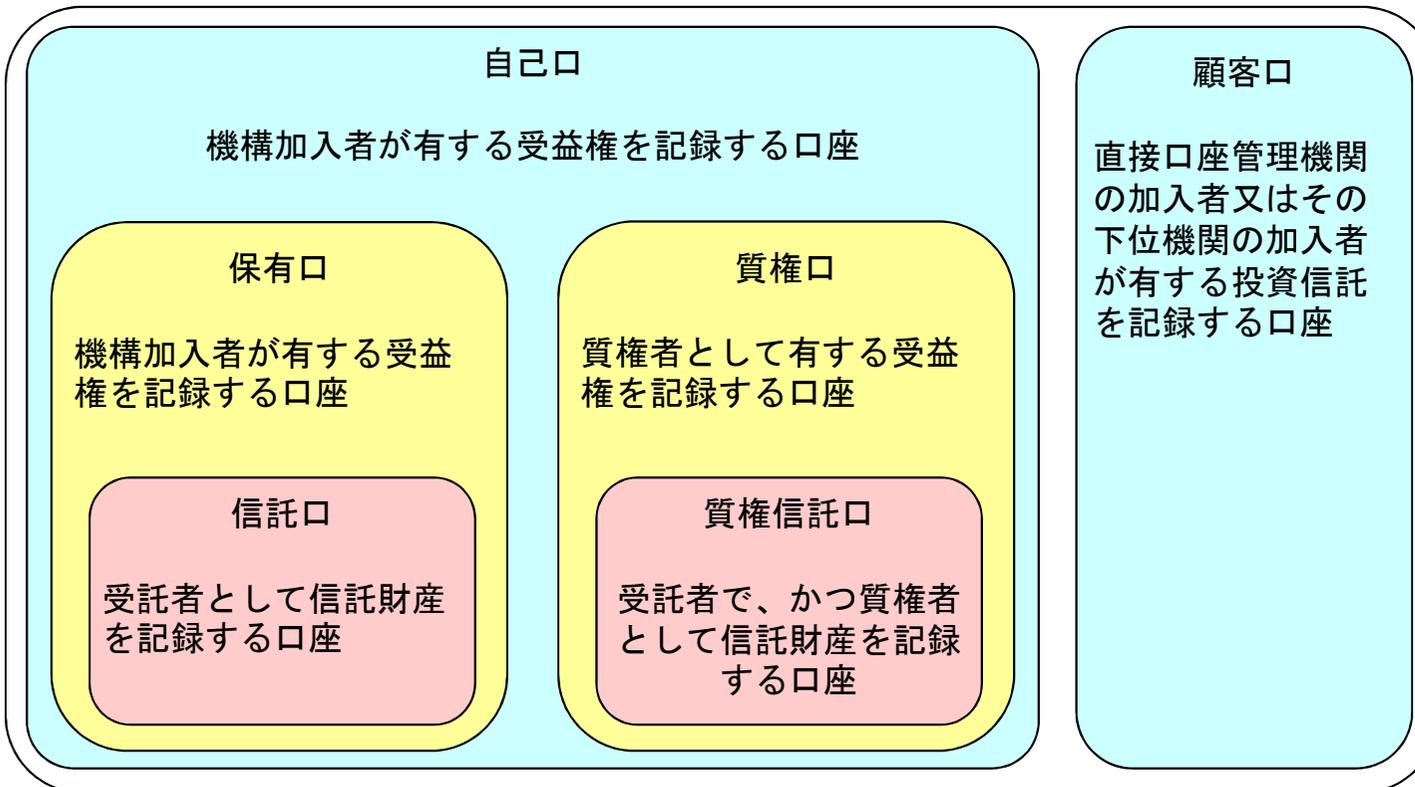
5 多層構造の口座管理形態

口座管理の形態は、多層構造になっています。



6 振替口座簿

機構の振替口座簿の口座区分



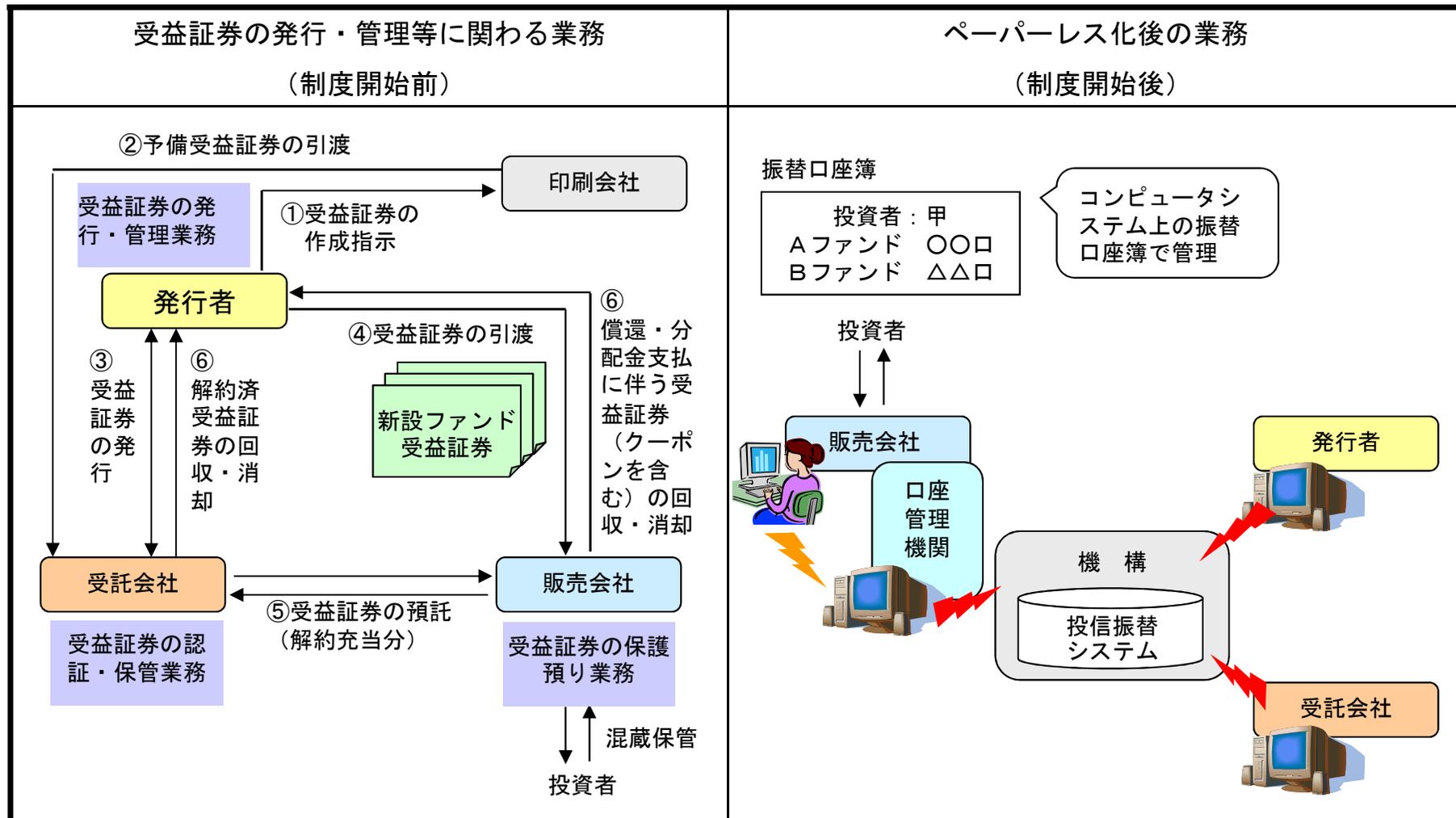
【 振替口座簿の記載事項 】

- ・ 加入者の氏名又は名称
- ・ 加入者の住所
- ・ 投資信託の銘柄名
- ・ 投資信託の銘柄ごとの口座における増減口数及び口数
- ・ 投資信託に関する処分の制限がされた場合にはその旨の表示等
- ・ その他政令で定める事項

※ 口座管理機関が開設する口座についても 同様に区分されます。

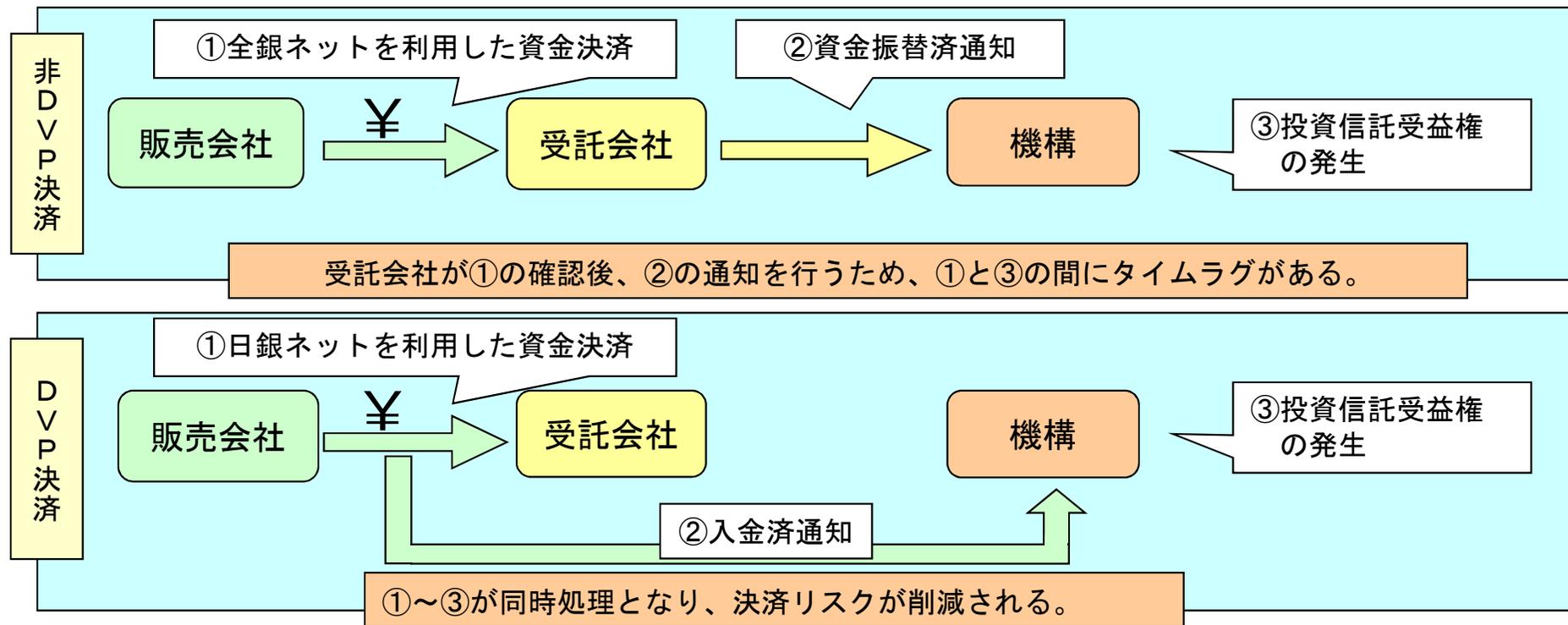
7 受益証券のペーパーレス化

受益証券をペーパーレス化することにより、受益証券の発行・管理等に係るコストが削減されます。



8 DVP決済の実現

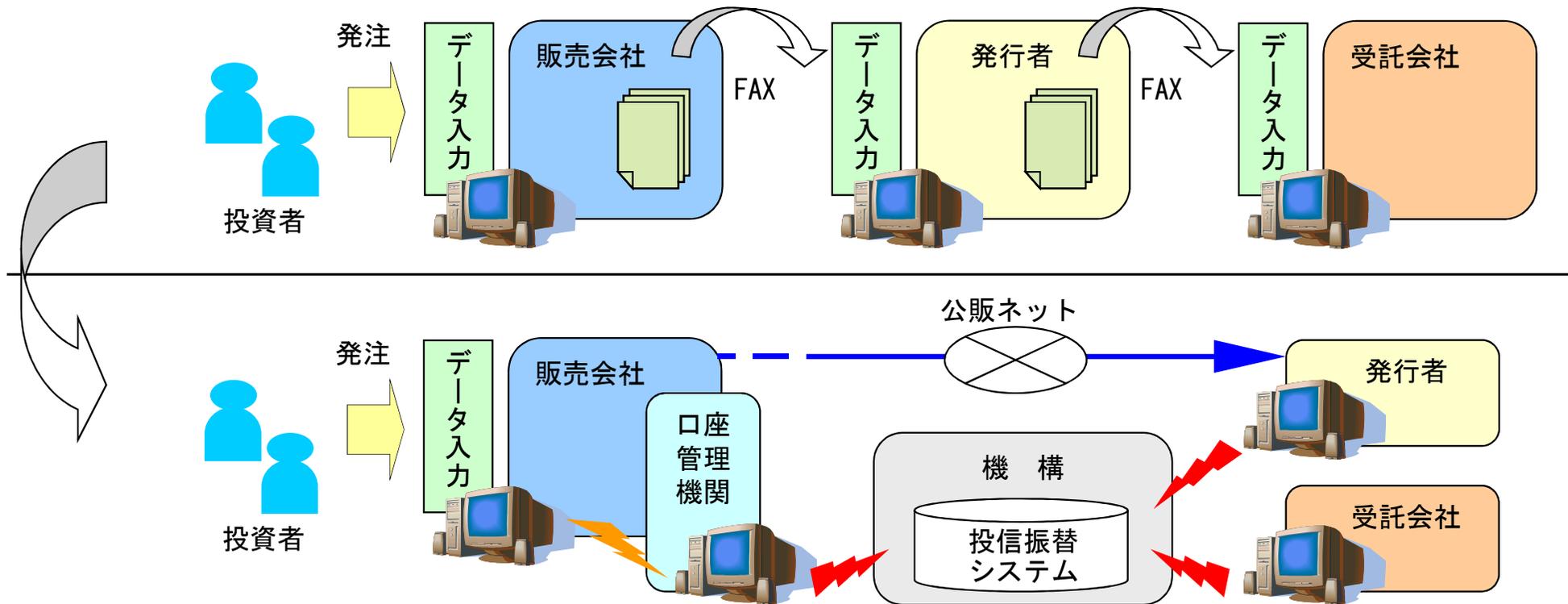
投資信託振替制度では、投資信託の設定と解約において、日銀ネットを利用したDVP決済が可能となっています。



- ※1 DVP決済とは、Delivery versus Paymentの略称で、証券の引渡と代金の支払を同時に行う仕組みのことです。「代金を支払ったが証券を受け取れなかった。」といったリスクを排除できます。
- ※2 上記の図は、設定に係るフローを示したものです。解約の場合、販売会社と受託会社の位置が逆になります。
- ※3 日銀ネット（日本銀行金融ネットワークシステム）とは、日本銀行と金融機関との間の資金や国債の決済をオンライン処理するためのネットワークです。投資信託振替制度のDVP決済においては、日本銀行に開設されている金融機関の当座預金口座間の振替により、資金決済を行います。また、全銀ネットとは、金融機関同士の資金決済をオンライン処理するためのネットワークです。

9 STP化の実現

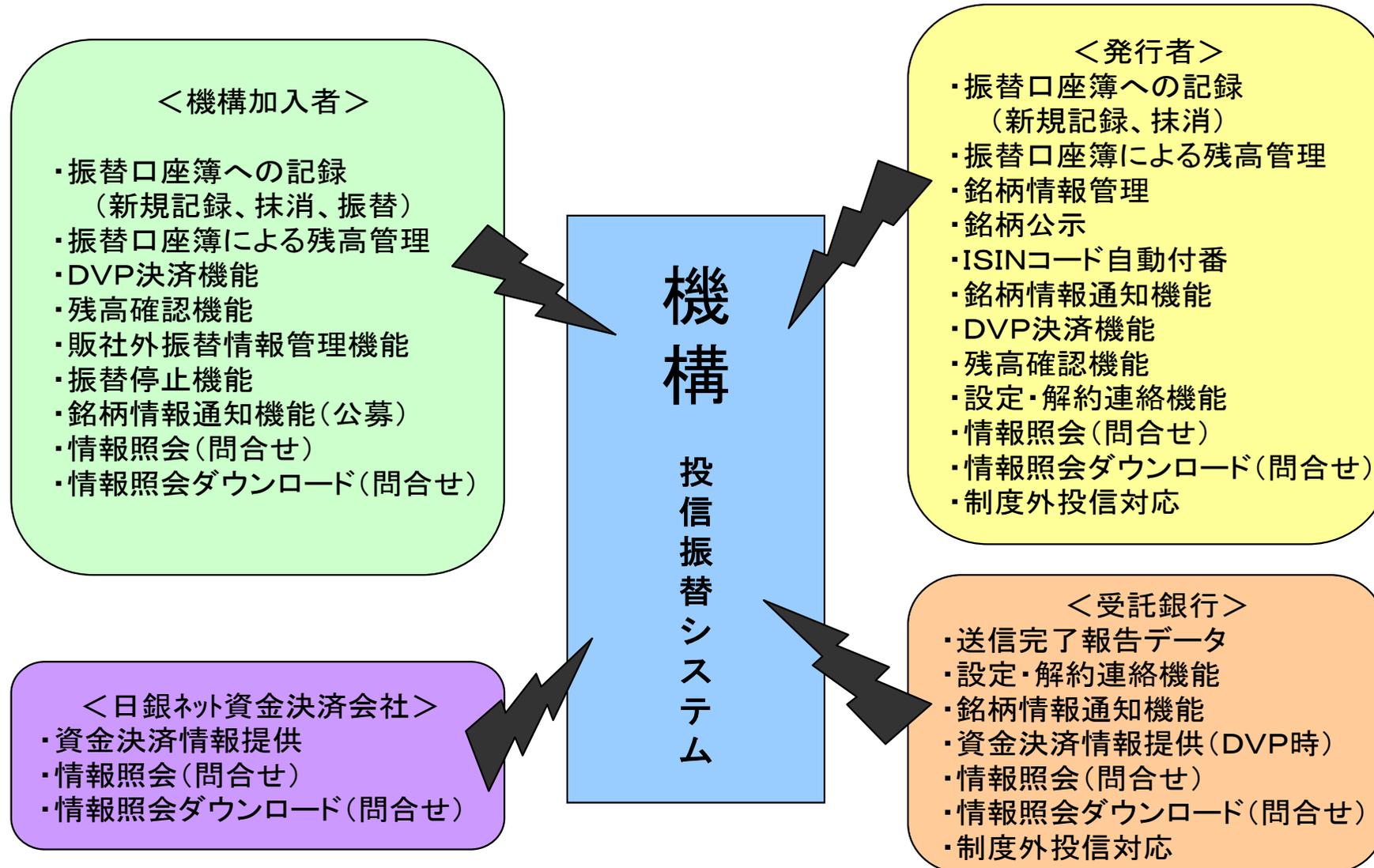
制度参加者間におけるデータの授受を、機構が運営する投信振替システムを利用して行うことにより、STP化を実現しています。



※ STP化とは、Straight-Through Processingの略称で、証券取引における約定から決済に至るプロセスを、標準化されたメッセージ・フォーマットによりシステム間を自動的に連動させることによって、人手を介さずに一連の作業をシームレスに行うことです。

Ⅱ 業務処理の概要

1 投信振替システムの主な機能



2 主な業務処理

銘柄情報登録

振替

新規記録(設定)

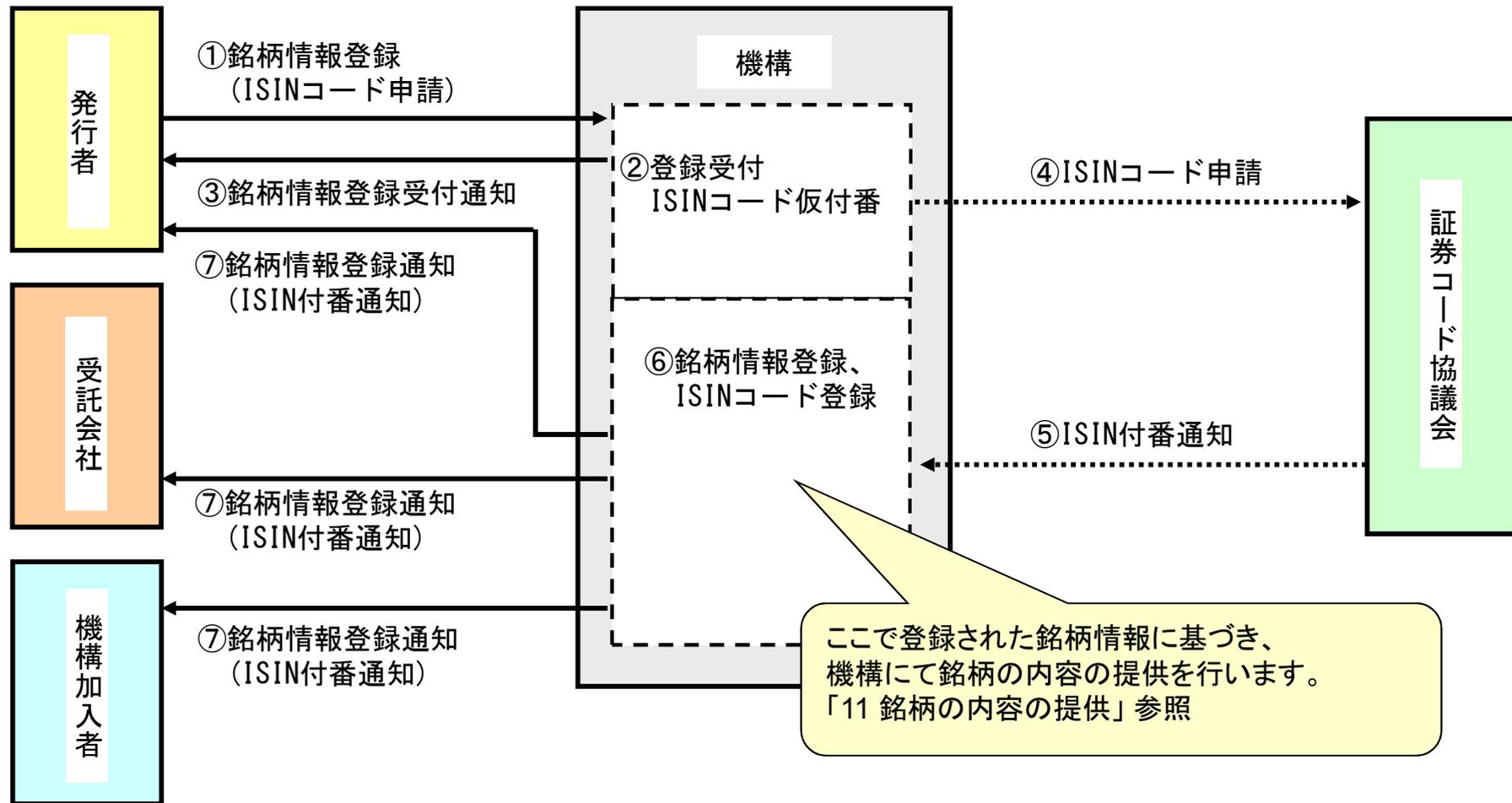
移行

抹消(解約)

銘柄公示

抹消(償還)

3 銘柄情報登録

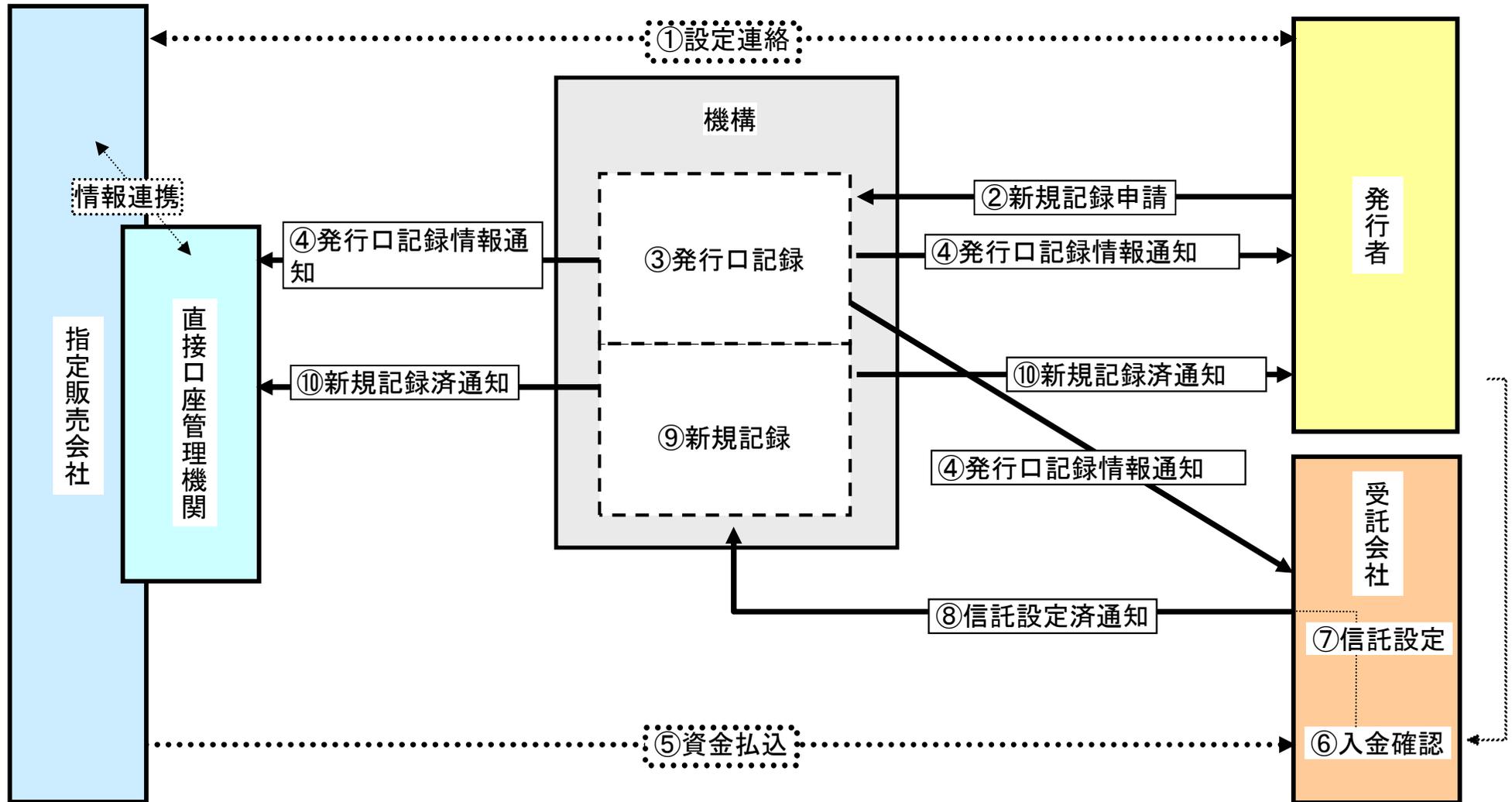


(実線) 投信振替システムにおけるデータの流れ

(破線) 投信振替システム外でのデータの流れ

- ※ 1 ISINコードとは、International Securities Identification Numberの略称で、銘柄を特定するためのコードであり、国際標準化機構（ISO）が定めた規格であるISO6166に準拠しています。わが国では、証券コード協議会が付番します。
- ※ 2 ⑦銘柄情報登録通知は、公募銘柄の場合には全ての機構加入者に配信されますが、私募の場合に配信されません。

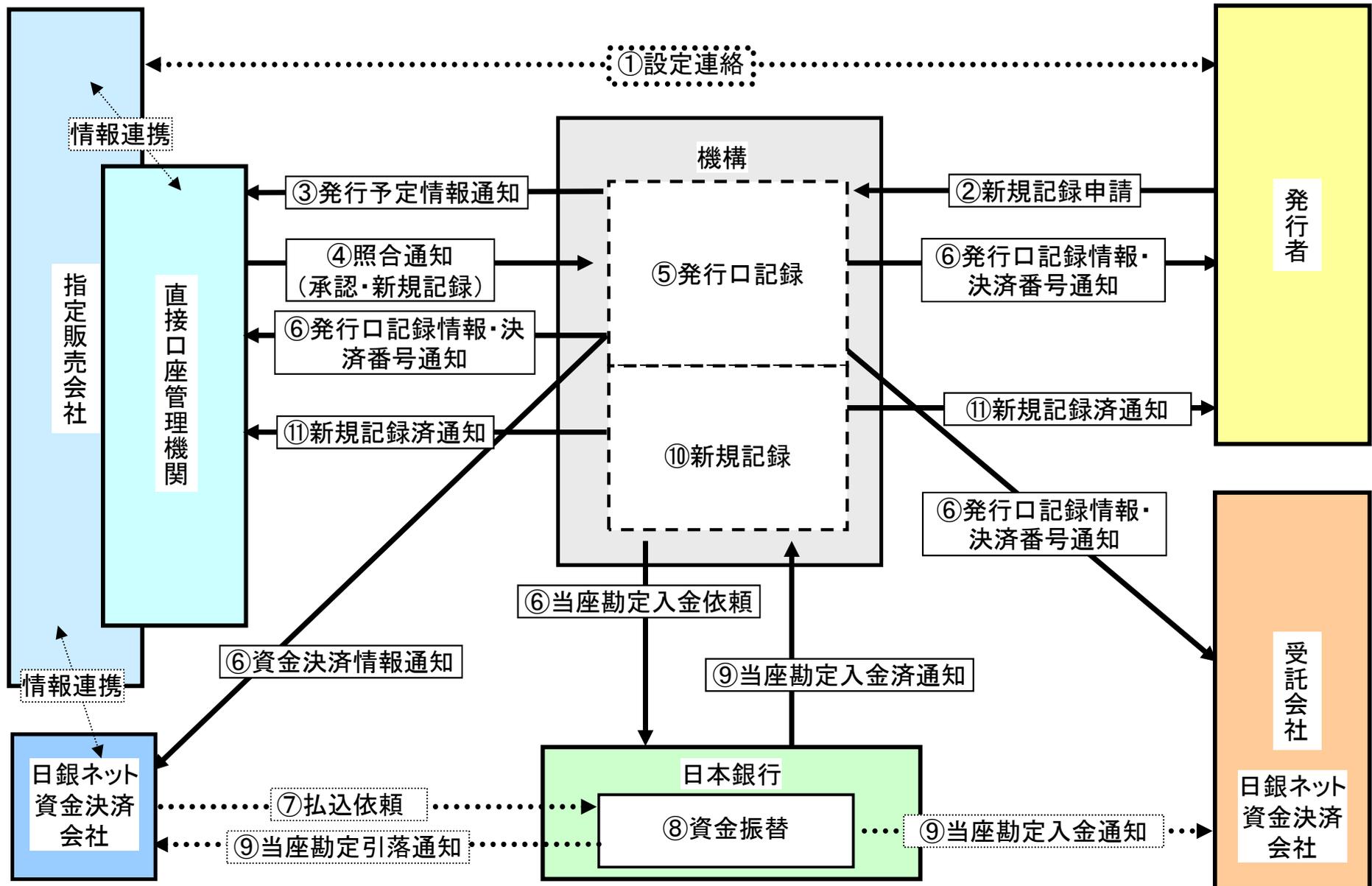
4 新規記録（設定） / 非DVP



(実線) 投信振替システムにおけるデータの流れ

(破線) 投信振替システム外でのデータの流れ

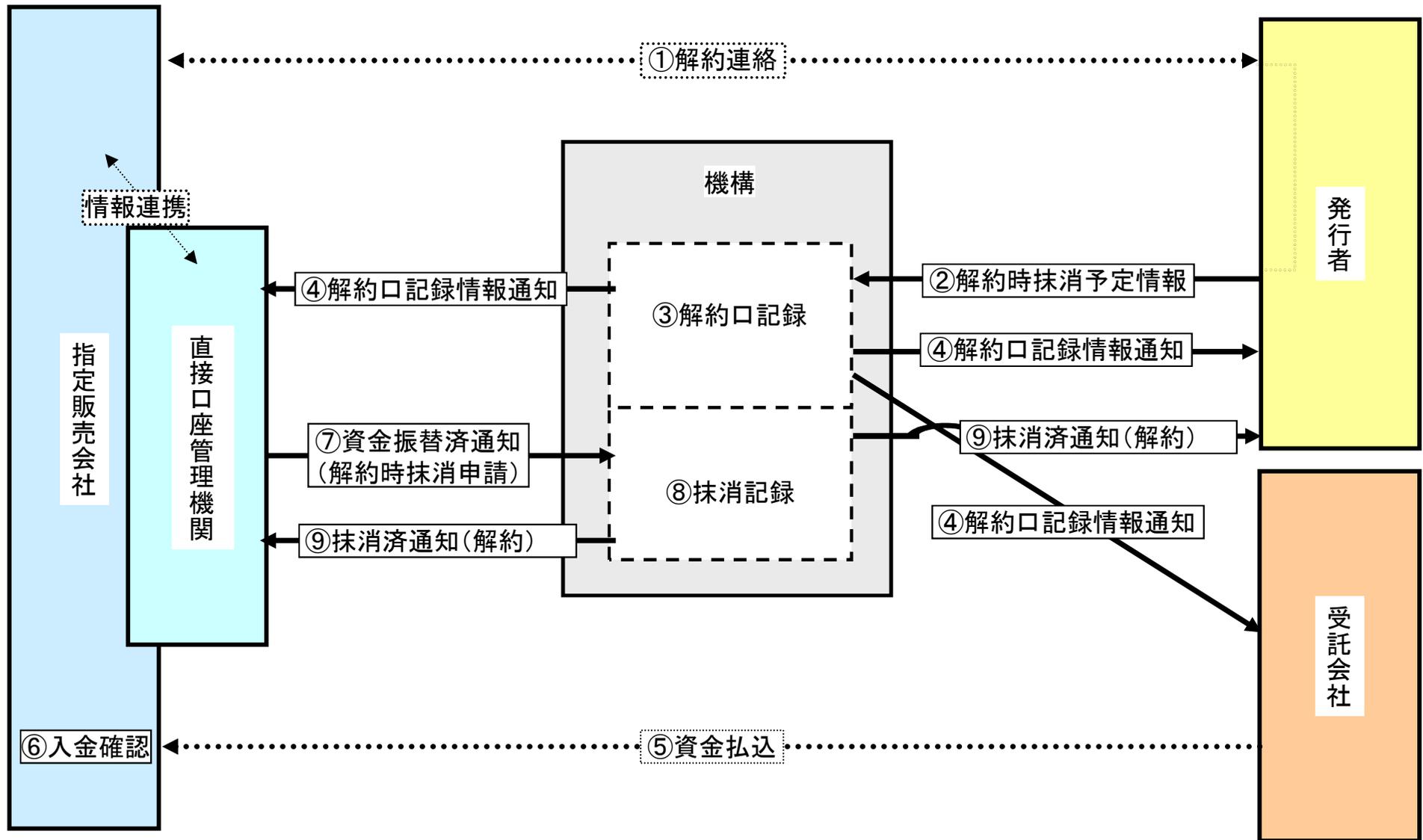
5 新規記録（設定） / DVP



(実線) 投信振替システムにおけるデータの流れ

(破線) 投信振替システム外でのデータの流れ

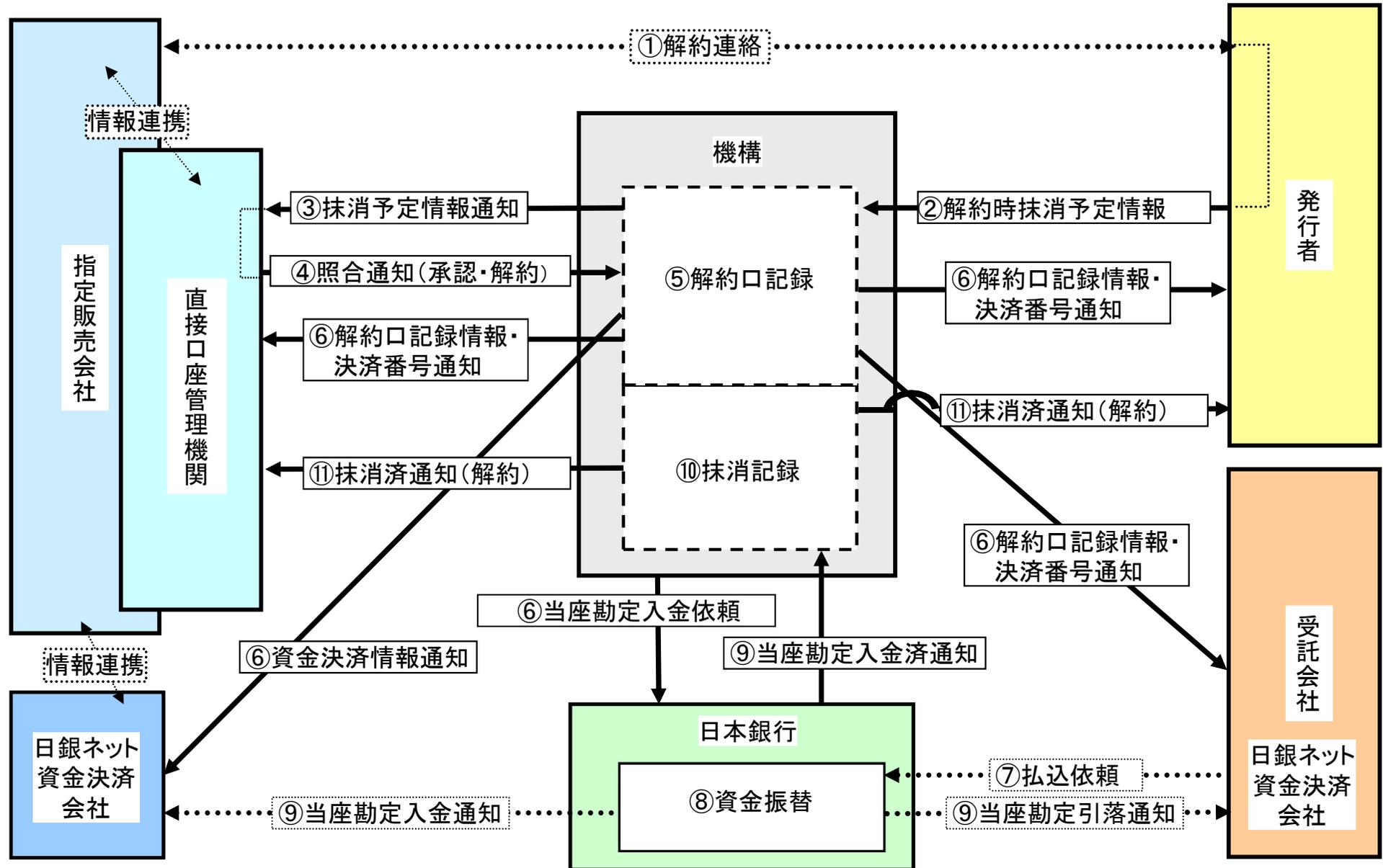
6 抹消（解約） / 非 D V P



(実線) 投信振替システムにおけるデータの流れ

(破線) 投信振替システム外でのデータの流れ

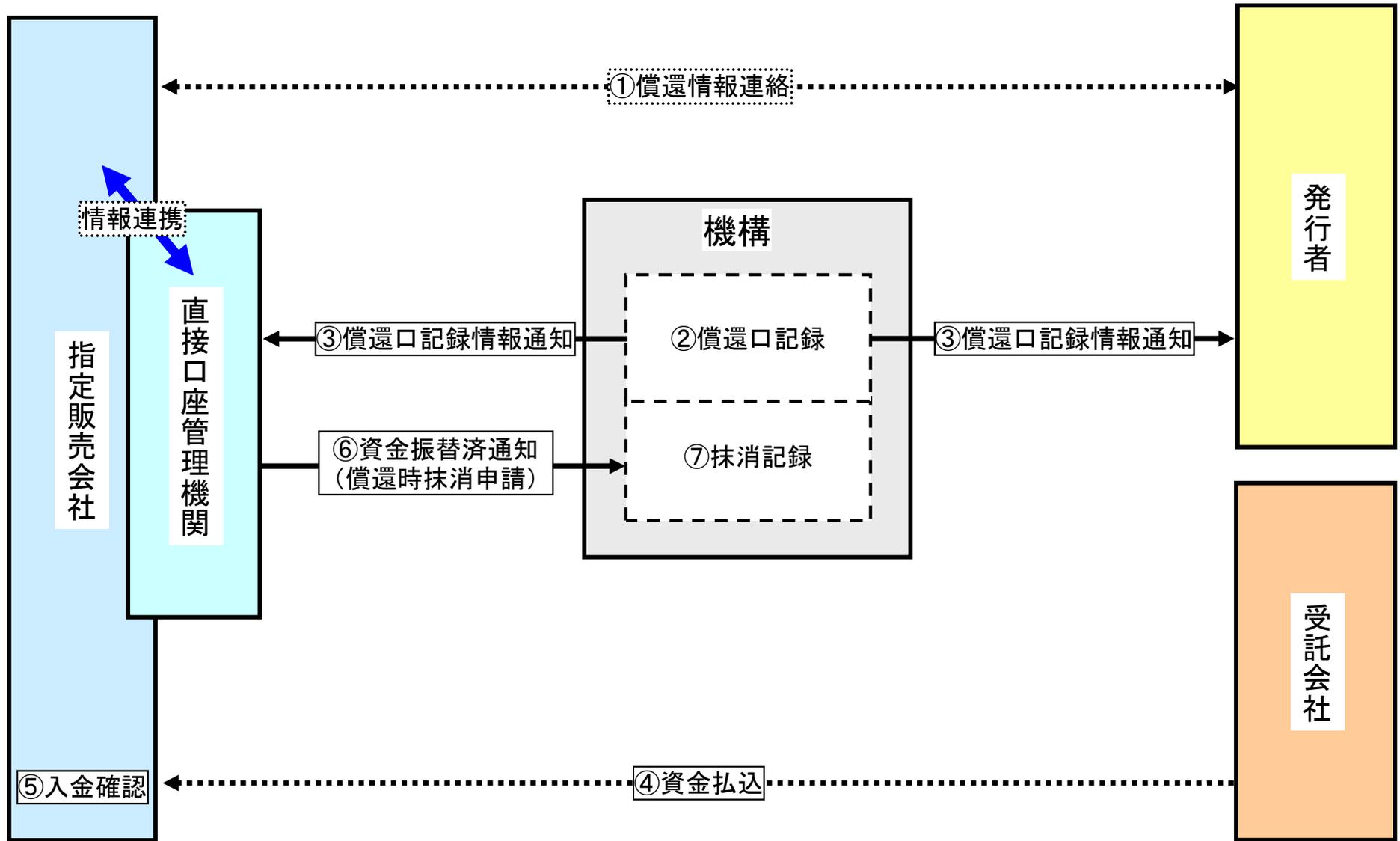
7 抹消（解約） / DVP



(実線) 投信振替システムにおけるデータの流れ

(破線) 投信振替システム外でのデータの流れ

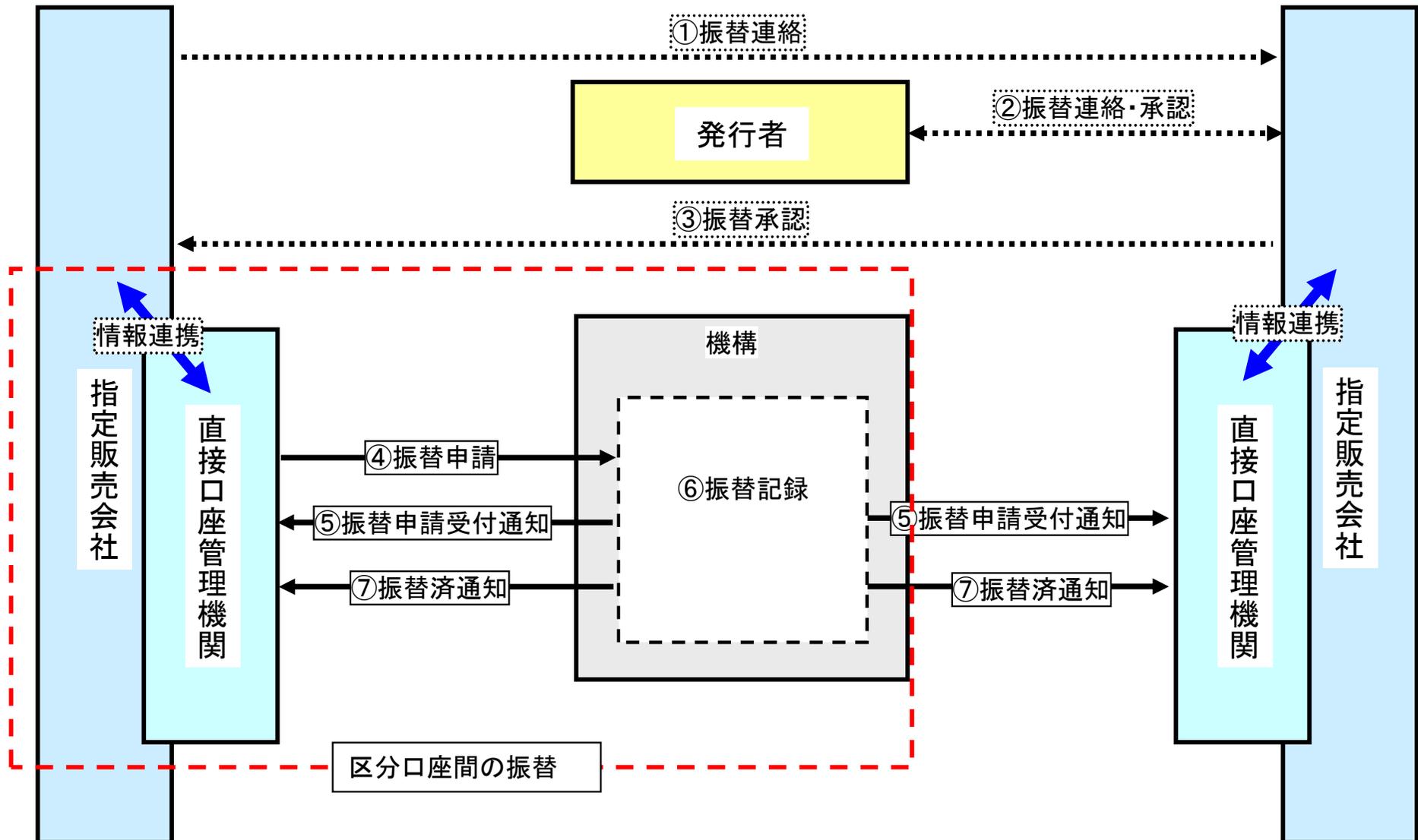
8 抹消（償還） / 非 D V P



(実線) 投信振替システムにおけるデータの流れ

(破線) 投信振替システム外でのデータの流れ

9 振替

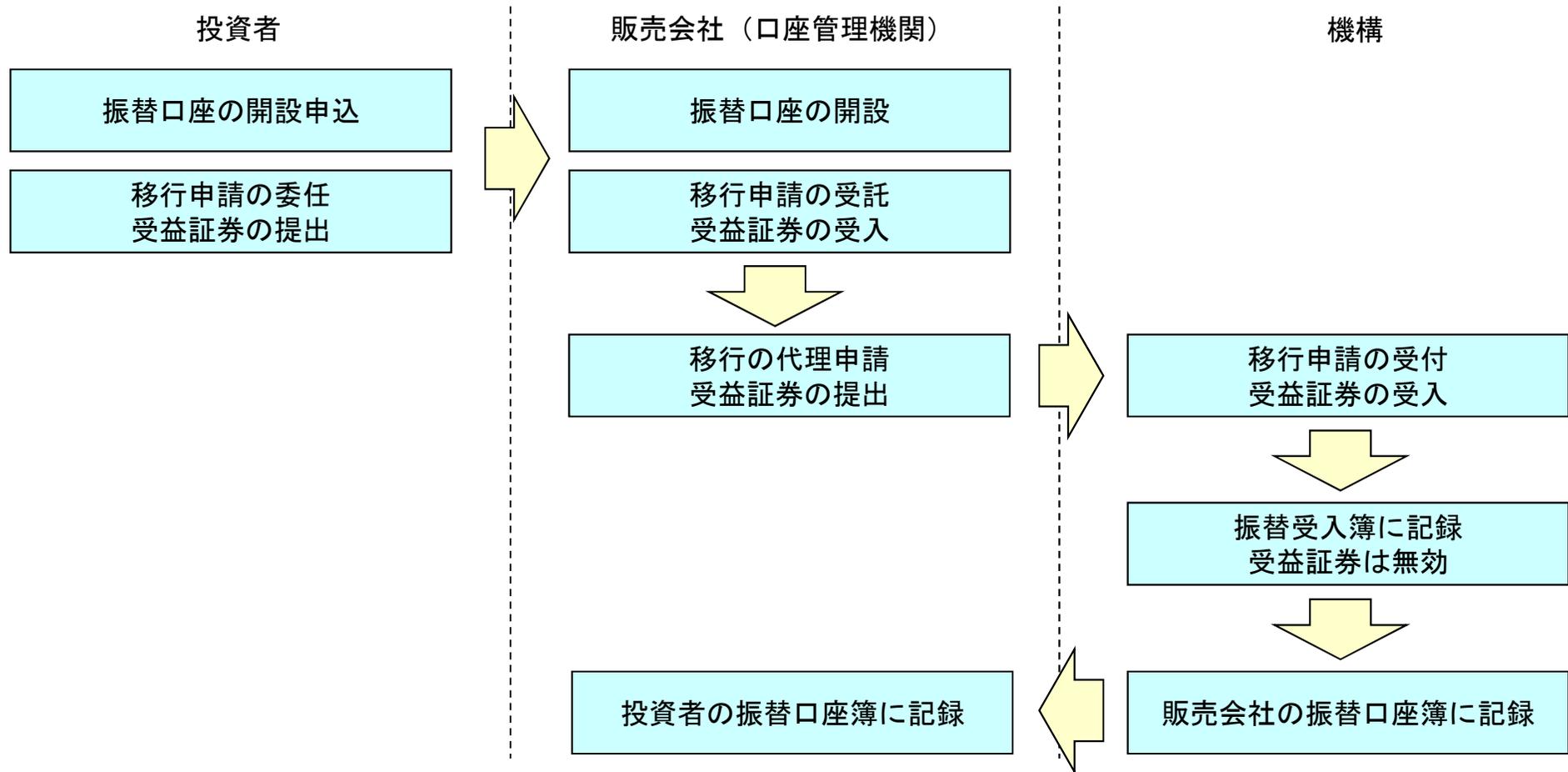


(実線) 投信振替システムにおけるデータの流れ

(破線) 投信振替システム外でのデータの流れ

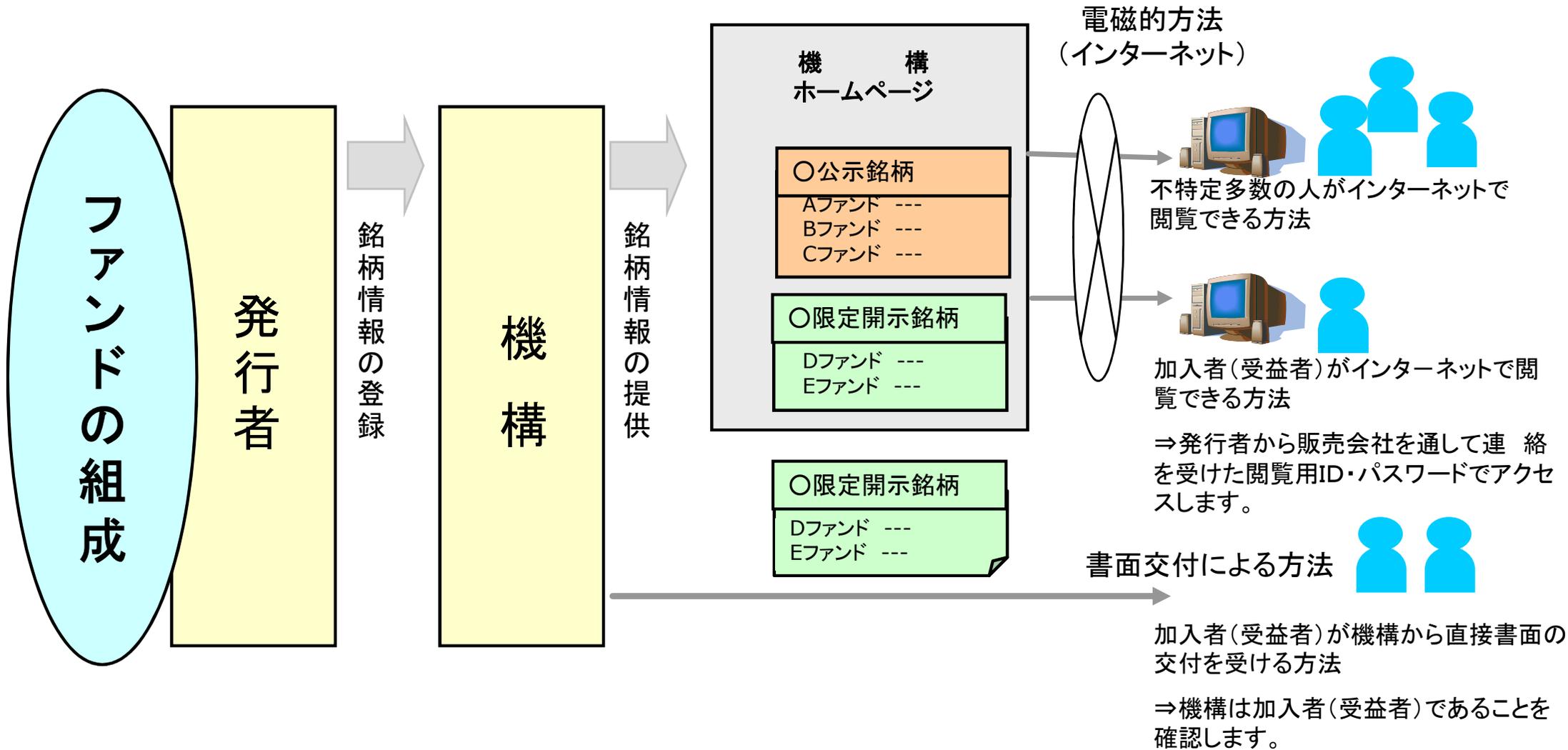
※①～③は販社間の振替を行う場合の処理です。直接口座管理機関の区分口座間（例：自己口⇔顧客口）の振替の場合は④からの処理となります。

10 移行（受益証券の取扱い）



- ※ 1 投資信託振替制度においては、制度開始時に実施した集中移行により、大半の投資信託受益権が振替制度に移行されています。
- ※ 2 信託約款の定めにより、受益証券の解約は、振替制度へ移行されることが前提とされています。
- ※ 3 振替受入簿とは、振替制度に移行して無効となった受益証券を記録するため、機構が備える帳簿です。
- ※ 4 振替制度へ移行可能な投資信託（以下「特例投資信託」といいます。）は、信託約款にその旨の定めがあります。また、特例投資信託の一覧は、機構ホームページ上の「特例投資信託に係る発行者の同意に関する公告」に掲載されています。

11 銘柄の内容の提供



Ⅲ 加入者保護信託の概要

1. 加入者保護信託とは

加入者保護信託とは、社債、株式等の振替に関する法律(以下、「社株法」)に基づく振替制度(*1)において、振替機関や口座管理機関の誤記録等により、加入者である投資者が損害を受け、振替機関や口座管理機関が損害賠償義務を果たすことなく破綻した場合について、投資者が被る損害を一定限度額まで補償するための投資者保護制度(セーフティネット)(*2)です。

- * 1 社株法に基づく振替制度 : 国債振替決済制度、短期社債振替制度、一般債振替制度、投資信託振替制度、株式等振替制度。
国債振替決済制度については日本銀行が、国債振替決済制度以外の振替制度については株式会社 証券保管振替機構が振替機関となっています。
- * 2 投資者保護制度 : 加入者保護信託以外の投資者保護制度には、投資者保護基金等があります。

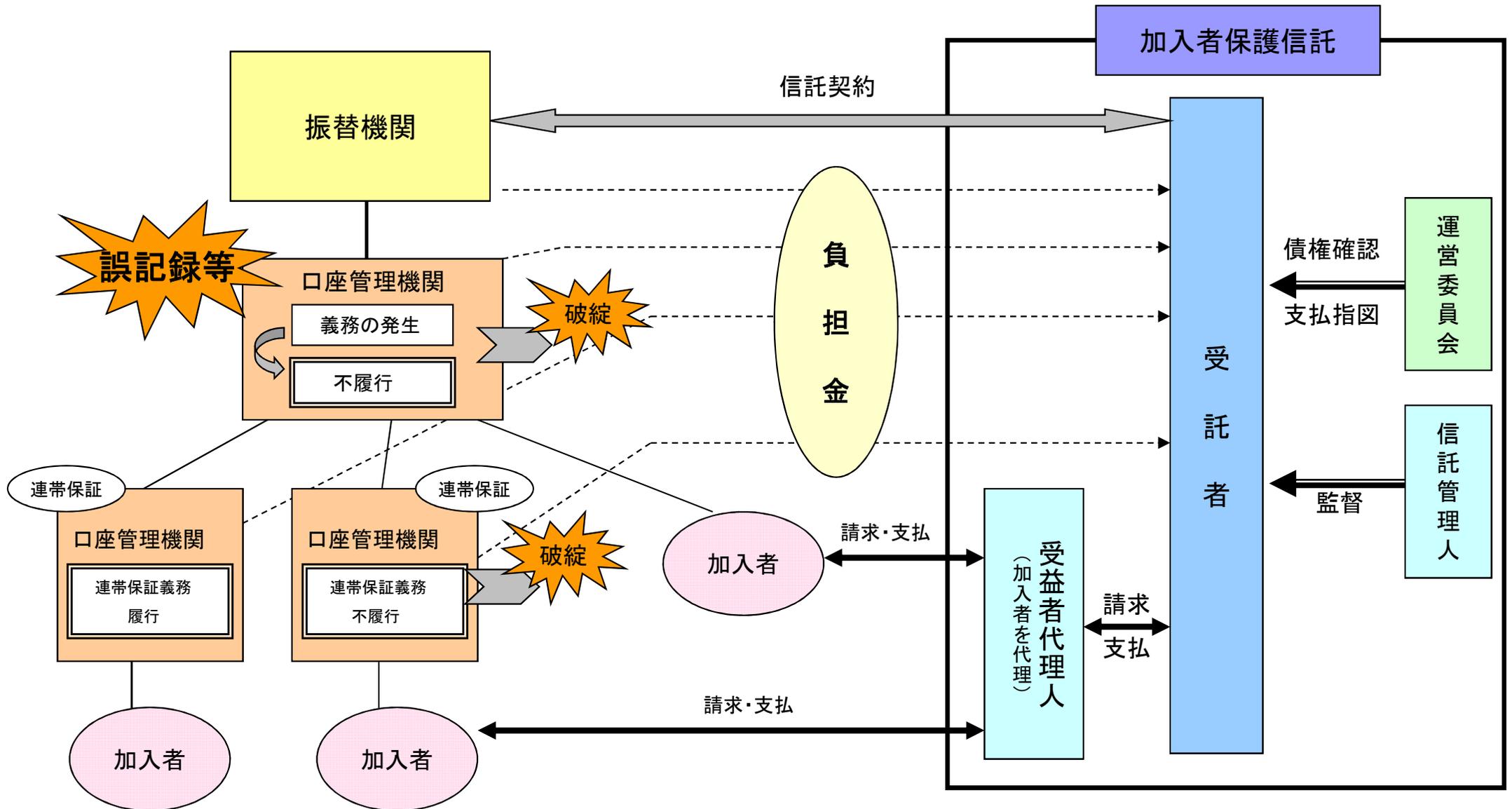
補償対象

振替機関や口座管理機関の誤記録等による損害であって、振替機関や口座管理機関の破綻によって弁償されなかった額。

支払上限

1,000万円

2. 加入者保護信託スキーム



3. 加入者保護信託の関係者

1	委託者 <small>(日本銀行・証券保管振替機構)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・主務大臣の認可により、受託者と加入者保護信託契約を締結しています。 ・加入者保護信託の信託財産に充てる負担金を拠出しました。
2	受益者 <small>(加入者)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・振替機関又は口座管理機関の誤記録等により、損害を被る加入者をいいます<small>(適格機関投資家、公共団体は除く。)</small>
3	受託者 <small>(三井住友信託銀行)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・信託財産の管理・運用を行います。 ・運営委員会からの指図を受け、受益者への支払事務を行います。
4	口座管理機関	<ul style="list-style-type: none"> ・加入者保護信託の信託財産に充てる負担金を拠出します。 ・誤記録等に係る義務・上位機関の義務の連帯保証義務を負います。
5	運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・振替機関又は口座管理機関が破綻した場合に加入者保護信託による補償の必要性を審議し、受託者に支払を指示します。
6	信託管理人 <small>(日本証券業協会)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・受益者が現に存しないとき(通常時)に、受益者となる者の利益を守るため、受託者を監督します。
7	受益者代理人 <small>(日本証券業協会)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・振替機関又は口座管理機関が破綻し、受益者が現に存するに至ったときに、受益者に代わって、受益者の権利を行使します。

4. 関連法規

- ❑ 社債、株式等の振替に関する法律 第3章 加入者保護信託
- ❑ 社債、株式等の振替に関する法律施行令
第2章 加入者保護信託
- ❑ 加入者保護信託に関する命令
- ❑ 加入者集会及び加入者保護信託に関する業務規程

参考 ホームページにおける提供情報

- 概要
- 参加手続と変更手続
- 規則・手数料
- その他業務処理方法
- よくあるご質問(発行者編、機構加入者編)
- 銘柄公示情報(社株法87条に基づく投資信託の内容の提供)
- 資料コーナー(制度要綱、利用状況等)
- 制度参加者一覧
- 統計情報

等